

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業木材課） 1

告 示

○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正……………（法制文書課） 2

○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 2

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 2

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 2

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 3

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 3

○道路の供用の開始……………（道路課） 4

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 4

○開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定の一部改正……………（都市計画課） 5

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 5

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 6

道警察署告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 7

規 則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条において」を削り、「（平成22年農林水産省令第51号）並びに」を

「（平成22年農林水産省令第51号）、」に改め、「（平成23年農林水産省令第7号）」の次に「並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成25年政令第162号）及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成20年農林水産省令第37号）」を加える。

第2条第2項を次のように改める。

2 林業・木材産業改善資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の償還期間（据置期間を含む。）は10年以内、貸付金の据置期間は3年以内とする。ただし、貸付金のうち次の表の左欄に掲げる資金においては、それぞれ同表の右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

資 金 の 種 類	償還期間 (据置期間)
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金	12年以内 (3年以内)
2 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金	15年以内 (3年以内)
3 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号口の措置を実施するのに必要な農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金	12年以内 (5年以内)
4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第9条に規定する資金	12年以内 (3年以内)
5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金	12年以内 (3年以内)
6 六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な六次産業化法第10条第2項に規定する資金	12年以内 (5年以内)
7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第11条第1項に規定する資金	12年以内 (5年以内)

附則第2項中「（平成22年農林水産省令第51号）」を「（平成23年農林水産省令第7号）」に、「（平成23年農林水産省令第7号）」を「（平成20年農林水産省令第37号）」に、「第2条第2項中」を「第2条第2項（同項の表第7号を除く。）中「10年」とあるのは

「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」と、「」に改める。 別記第1号様式の4の表の注に次のように加える。 8 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付けされた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。	平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字歌神112の3・富良野市字フレベツ619の1地先（以上1筆1筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、歌志内市字歌神93の6・94の8・101・102・104・富良野市字フレベツ619の1・619の18・字フレベツ右岸871の165（以上8筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村27の2地先・字大森173地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに係る市役所及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）								
<table><tr><td colspan="2">告 示</td></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第637号 平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 「社団法人北海道産炭地域振興センター」を「一般社団法人北海道産炭地域振興センター」に改め、「公益財団法人北海道地域活動振興協会（昭和53年6月1日に財団法人ボランティア振興協会という名称で設立された法人をいう。）」及び「一般財団法人北海道森林整備公社（昭和60年9月20日に財団法人北海道森林整備公社という名称で設立された法人をいう。）」を削り、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を「公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」に改める。 </td></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第638号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、七飯町豊田南部地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成25年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ </td></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第639号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 </td></tr></table>	告 示		北海道告示第637号 平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 「社団法人北海道産炭地域振興センター」を「一般社団法人北海道産炭地域振興センター」に改め、「公益財団法人北海道地域活動振興協会（昭和53年6月1日に財団法人ボランティア振興協会という名称で設立された法人をいう。）」及び「一般財団法人北海道森林整備公社（昭和60年9月20日に財団法人北海道森林整備公社という名称で設立された法人をいう。）」を削り、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を「公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」に改める。		北海道告示第638号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、七飯町豊田南部地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成25年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ		北海道告示第639号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		北海道告示第640号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 古平郡古平町（次の図に示す部分に限る。）
告 示									
北海道告示第637号 平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 「社団法人北海道産炭地域振興センター」を「一般社団法人北海道産炭地域振興センター」に改め、「公益財団法人北海道地域活動振興協会（昭和53年6月1日に財団法人ボランティア振興協会という名称で設立された法人をいう。）」及び「一般財団法人北海道森林整備公社（昭和60年9月20日に財団法人北海道森林整備公社という名称で設立された法人をいう。）」を削り、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を「公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」に改める。									
北海道告示第638号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、七飯町豊田南部地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成25年10月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ									
北海道告示第639号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。									

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第642号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、札幌市・赤平市・深川市・夕張市・石狩郡当別町・紋別郡興部町（以上4市2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

夕張市・興部町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）、札幌市、当別町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限
の所在場所 る。）、札幌市・芦別市・石狩郡当別町・雨竜郡雨竜
町・紋別郡興部町・上川郡愛別町（以上2市4町につ
いて次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

利尻町（国有林）、札幌市・芦別市・当別町・愛別町・興部町（以上2市3町に
ついて次の図に示す部分に限る。）、雨竜町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市・石狩郡当別町・雨竜郡雨竜町・北竜町（以
の所在場所 上1市3町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部
林務局治山課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 黒橋京極線 虻田郡京極町字三崎232番地先から 平成25.10. 1
同郡京極町字三崎222番3地先まで

北海道告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり
変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧
に供する。

平成25年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 滝川都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・2号 大 通	滝川市空知町 河川敷地	滝川市江部乙 町13丁目	滝川市大町3 丁目
同	3・4・29号十二丁目通	滝川市江部乙 町	滝川市江部乙 町西12丁目	滝川市江部乙 町東12丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 広尾都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・1号 松 風 通	広尾町丸山通 北1丁目	広尾町並木通 東4丁目	広尾町並木通 東2丁目
同	3・3・2号 本 通	広尾町丸山通 北2丁目	広尾町字茂寄	広尾町本通10 丁目
同	3・3・3号 西 通	広尾町本通4 丁目	広尾町西3条 10丁目	広尾町西3条 4丁目
同	3・4・4号 末 広 通	広尾町並木通 西1丁目	広尾町丸山通 北2丁目	広尾町丸山通 北1丁目
同	3・4・5号 桜 通	広尾町並木通 東3丁目	広尾町陣屋	広尾町本通10 丁目
同	3・4・6号 丸 山 通	広尾町丸山通	広尾町白樺通	広尾町丸山通

同 3・4・7号 9丁目通 南1丁目 広尾町本通8丁目 南1丁目 広尾町紅葉通北1丁目 南6丁目 広尾町陣屋 同 3・4・8号 中広尾通 広尾町字茂寄 広尾町陣屋 広尾町字茂寄 同 3・6・9号 二見通 広尾町東1条14丁目 広尾町会所前1丁目 広尾町東1条10丁目 同 3・4・10号 曙通 広尾町丸山通北3丁目 広尾町並木通東3丁目 広尾町公園通南3丁目 同 3・4・11号 つつじ通 広尾町並木通東1丁目 広尾町公園通南4丁目 広尾町公園通南3丁目 同 3・4・12号 公園線通 広尾町丸山通南3丁目 広尾町丸山通南3丁目 広尾町丸山通南3丁目 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)	パーソナルコンピュータ 1台 2 落札を決定した日 平成25年9月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 総合事務機株式会社 (2) 住 所 室蘭市東町2丁目23番11号 4 落札金額 160,650円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年8月13日付け北海道胆振総合振興局告示第48号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道告示第645号 昭和50年北海道告示第1935号（開発登録簿閲覧所の設置及び閲覧規則の決定）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。 平成25年10月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 閲覧所の場所の事項中 「美瑛町開発登録簿閲覧所 美瑛町本町4丁目6番1号」を 「美瑛町開発登録簿閲覧所 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町建設水道課内」に、 上富良野町開発登録簿閲覧所 上富良野町大町2丁目2番11号」 「白老町都市整備部建設課内」を「白老町建設課内」に改める。	北海道胆振総合振興局告示第63号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成25年10月1日 北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 7台 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成25年9月19日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社つうけんアクト (2) 住 所 札幌市北区新川4条1丁目3番15号 4 随意契約に係る契約金額 19,950円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第62号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年10月1日 北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久 1 落札に係る物品等の名称及び数量	

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第139号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月1日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 克 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成25年12月25日

(4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入（事務用機器）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年10月1日から同月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階講堂
(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課)

(2) 入札日時 平成25年11月1日 午後1時30分（送付による場合は、同年10月31日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成25年9月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第136号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 電話番号 0152-41-0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 2set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 1, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than October 31, 2013) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	
道 警 察 署 告 示	
札幌方面小樽警察署告示第11号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成25年10月1日 北海道札幌方面小樽警察署長 黒 澤 真 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 警備艇「いしかり」機関部定期検査整備 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成25年9月6日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社北斗 (2) 住 所 千葉県佐倉市坂戸字匂作1448番地1 4 随意契約に係る契約金額 31,500,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌方面小樽警察署会計課 (2) 所在地 小樽市富岡1丁目7番1号	